

J C A A 改正商事仲裁規則（2014. 2. 1 施行）

解説セミナー

当協会は、2004 年の仲裁法制定に合わせて、商事仲裁規則の全面改正を行いました。その後、2006 年、2008 年に若干の改正を行いましたが、2004 年改正から 10 年近くが経過し、その間実務の運用において改善すべき点、また仲裁手続の迅速化、適正化という点からも更に見直すべき点があり、UNCITRAL 仲裁規則の 2010 年改正や諸仲裁機関の仲裁規則の改正という最近の動向を踏まえ、全面的に規則改正を実施致しました。

そこでこのたび、2014 年 2 月 1 日施行予定の日本商事仲裁協会の改正商事仲裁規則の内容を解説することを目的としたセミナーを開催致します。第一部では、改正商事仲裁規則で新たに導入された新规定や従来の規則からの主要な変更点を解説し、第二部では、改正規則に関する質疑応答とディスカッションを行います。

なお、セミナー参加者には J C A A 改正商事仲裁規則の条文を配布致します。

<主要な改正ポイント>

- | | |
|--|---|
| ①保全措置命令の充実化
・緊急仲裁人制度の導入
・保全措置命令の規定の充実化 | ④仲裁人選任の J C A A による確認手続 |
| ②複数当事者・複数契約紛争に関する手続の明確化
・複数請求の単一の仲裁手続による申立て
・第三者の手続参加
・複数の仲裁手続の併合 | ⑤審理の迅速・適正を図るための手続
・審理計画策定の義務化
・仲裁判断の期限 |
| ③仲裁手続中の調停に関するルールの明確化
・ J C A A 国際商事調停規則に基づく調停手続
・仲裁人が調停人を務める場合の特則 | ⑥その他手続の柔軟化・迅速化
・基準日の廃止
・書面要件の緩和
・通知規定の充実 |

ほか

<と き>	2014 年 1 月 23 日（木）	14:00~16:30
<と ころ>	マイドームおおさか 8 階 第 1・第 2 会議室	（大阪市中央区本町橋 2-5 大阪商工会議所北隣）
<参 加 料>	無 料	
<定 員>	100 名（先着順）	
<主 催>	一般社団法人日本商事仲裁協会 大阪事務所	
<共 催>	大阪商工会議所	<後 援> 日本仲裁人協会 関西支部

【プログラム】

I 改正商事仲裁規則のポイント（14:00~15:30）

講師： 中村 達也（日本商事仲裁協会 仲裁部長）

II 改正商事仲裁規則の活用に向けて一質疑応答・ディスカッション（15:40~16:30）

大貫 雅晴（日本商事仲裁協会 理事・大阪事務所長）

中村 達也（日本商事仲裁協会 仲裁部長）

<下記にご記入の上、FAX または e-mail でお申し込みください。当協会 HP（www.jcaa.or.jp）からもお申し込みいただけます。>

「J C A A 改正商事仲裁規則セミナー」参加申込書

大商

申込先：日本商事仲裁協会 大阪事務所 行

FAX: (06) 6946-8865 / e-mail: osaka@jcaa.or.jp

TEL: (06) 69446164 担当：小川

会社・事務所名：_____ TEL：_____ FAX：_____

住 所：〒_____ E-mail：_____

所 属（役 職）	ふ り が な 参 加 者 名